

保育園は幼児教育を行っています

幼稚園は「幼児教育」の場で保育園は「保育」の場とよくいわれますが、これは大きな誤解です。実は、**幼稚園も保育園も、こどもの「保育」を行う場として法律に定められているのです。**

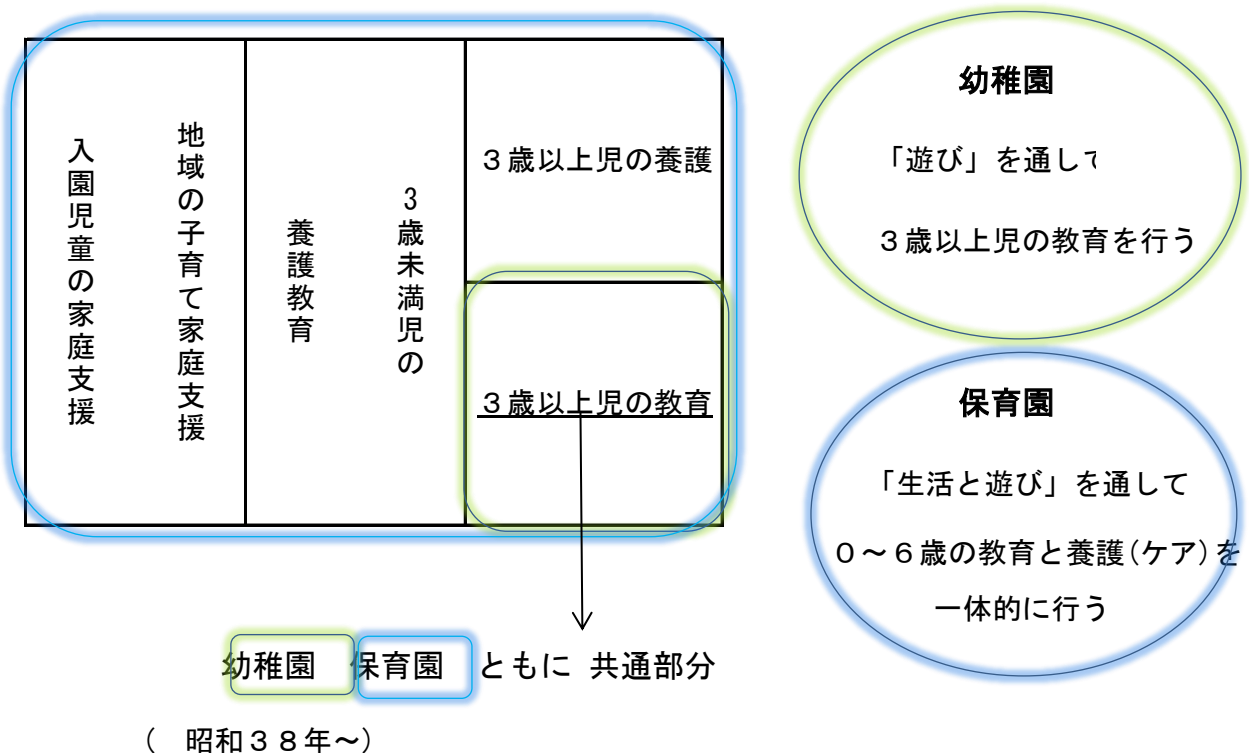
幼稚園で行う教育は、小学校以降の教育とは質が異なるものであり、そのため幼児期には「保育」という言葉が用いられてきました。

さて、幼稚園の教育内容は『幼稚園教育要領』に、保育園の教育内容は「保育所保育指針」に定められていますが、この「3歳以上児の教育」に関する部分は、昭和38年から内容の整合性が図られています。

現在の、幼稚園だけにあり保育園に定められていない教育内容は「国旗に親しむ」だけです。

つまり、**保育園は幼稚園と同じように3歳以上児の教育を行うことが50年前から定められています。**

「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」に示された保育内容



- * 保育士資格は、短大や大学などの養成機関では、保健、栄養、福祉など幼稚園教諭の約2倍の専門科目を修得して、資格を取得します。

